

錦江町農業委員会6月定例総会会議録

- 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員 (農業委員15人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原 勝吉
代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	鍋 康博
委員	4番	鳥越 秀一
委員	5番	徳永 哲朗
委員	6番	坂元 博美
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	安水 純一
委員	9番	元丸 敏朗
委員	10番	貫見 和洋
委員	11番	毛下 利美
委員	12番	内藪 雄治
委員	13番	宿利原 進
委員	14番	本釜 好子
委員	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	安水 峯晴
農地利用最適化推進委員	西川 健児
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

欠席

- 欠席委員(農業委員 人、農地利用最適化推進委員1人)
委員 番
農用地利用最適化推進委員 安水 峯晴

- 事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子

○ 議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読 8 番 安水 純一 委員

3、会長あいさつ

4、議事

第1 議事録署名人の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第	10 号	農地法第3条許可申請について
議案第	11 号	農地法第5条許可申請について
議案第	12 号	農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について
議案第	13 号	農業経営基盤強化促進法第15条第5項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について
議案第	14 号	錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)について

議長	<p>ただ今より令和2年6月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。 安水推進委員が欠席でございますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 鈴委員と3番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、「会務報告について」を議題といたします。 事務局からの説明と報告をお願いいたします。</p>																																			
事務局	1ページの「会務報告を説明」																																			
議長	ただ今の会務報告について質問等はありませんか。																																			
全委員	発言なし																																			
議長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは、附議事項に入ります。 議案第10号「農地法第3条の許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>																																			
事務局	<p>それでは、議案第10号について説明いたします。3ページをご覧ください。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">受付番号</td> <td colspan="4">1 番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>神川上</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>神奈川県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>神川</td> <td>宮ノ前</td> <td>3115 番地 4</td> <td>畑</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td colspan="2">購入経緯</td> <td colspan="4">空き家バンク登録宅地に隣接する農地の購入</td> </tr> </table>	受付番号		1 番				譲受人	氏名			所在	神川上	譲渡人	氏名			所在	神奈川県	申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	神川	宮ノ前	3115 番地 4	畑	120	購入経緯		空き家バンク登録宅地に隣接する農地の購入			
受付番号		1 番																																		
譲受人	氏名			所在	神川上																															
譲渡人	氏名			所在	神奈川県																															
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																															
	神川	宮ノ前	3115 番地 4	畑	120																															
購入経緯		空き家バンク登録宅地に隣接する農地の購入																																		
議長	ただ今事務局から説明がありましたが、調査報告を5番 徳永委員お願いします。																																			
徳永委員	この件は1年前にお母様がなくなられ、1年間空き家になっていた状態です。譲受人の〇〇さんは料理人をされておられて、〇〇の婿さんです。この家の隣の畑といいますか、菜園ですね。それを含めての売買という事です。何ら問題はないと思います。そもそも家庭菜園として使用されていた場所でございます。よろしくお願いいたします。																																			
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>																																			
委員	委員から「無し」の声																																			
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第10号を採決いたします。 お諮りします。議案第10号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>																																			
委員	委員の中から「異議なし」の声																																			
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第10号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第11号「農地法第5条の許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします</p>																																			

事務局	議案第11号を説明いたします。6ページをご覧ください。																																			
	<table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td colspan="5">6 番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>所在</td> <td colspan="2">鹿屋市</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>所在</td> <td colspan="2">鳥井戸</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>馬場</td> <td>鳥井戸ノ上</td> <td>359 番地 2</td> <td>田</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>転用目的</td> <td colspan="5">一般住宅建設(贈与による所有権移転)</td> </tr> </table>	受付番号	6 番					譲受人	氏名		所在	鹿屋市		譲渡人	氏名		所在	鳥井戸		申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	馬場	鳥井戸ノ上	359 番地 2	田	414	転用目的	一般住宅建設(贈与による所有権移転)				
受付番号	6 番																																			
譲受人	氏名		所在	鹿屋市																																
譲渡人	氏名		所在	鳥井戸																																
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																															
	馬場	鳥井戸ノ上	359 番地 2	田	414																															
転用目的	一般住宅建設(贈与による所有権移転)																																			
議長	ただ今事務局から説明がありましたが、調査報告を内閣委員お願いします。																																			
内閣委員	報告いたします。今月の19日に事務局2名並びに寺田委員と現地を調査いたしました。ただ今説明があったように、親子での所有権移転という事と、贈与後、一般住宅を建築するという事での申請であります。この土地については第3種農地でもありますので何ら問題はないかと思えます。																																			
議長	ありがとうございました。ただ今担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。																																			
委員	(委員の中から「なし」の声)																																			
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第11号について採決いたします。 お諮りします。議案第11号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。																																			
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)																																			
議長	異議なしと認めます。 従いまして、議案第11号については原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町に対する要請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。																																			
事務局	議案第12号について説明いたします。※12～13ページを説明。																																			
	<table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td colspan="5">1 番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>所在</td> <td colspan="2">神川上自治会</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>所在</td> <td colspan="2">宿利原自治会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>神川</td> <td>屋敷迫</td> <td>7430 番地</td> <td>畑</td> <td>3,127</td> </tr> <tr> <td>購入目的</td> <td colspan="5">規模拡大による飼料畑の確保</td> </tr> </table>	受付番号	1 番					譲受人	氏名		所在	神川上自治会		譲渡人	氏名		所在	宿利原自治会		申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	神川	屋敷迫	7430 番地	畑	3,127	購入目的	規模拡大による飼料畑の確保				
受付番号	1 番																																			
譲受人	氏名		所在	神川上自治会																																
譲渡人	氏名		所在	宿利原自治会																																
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																															
	神川	屋敷迫	7430 番地	畑	3,127																															
購入目的	規模拡大による飼料畑の確保																																			
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当の徳永委員の報告をお願いします。																																			
徳永委員	この件は2月に〇〇さんのほうからこの土地を買いだいたいとの、申請があったことでありまして、それ以降交渉いたしましたして成立したところです。〇〇さんの牛舎の隣、連続した土地でありますので何ら問題はないかと思えます。																																			
議長	ありがとうございました。ただ今徳永委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。																																			
鈴委員	飼料畑として利用されるのでしょうか。																																			
徳永委員	現状は3段になっておりますが、その通りだと聞いております。																																			

事務局	規模拡大をされるという事で、畜舎の増設に伴い飼料畑の確保が必要という事です。																																																
鈴委員	ゆくゆくは畜舎建設になるのではないですか。																																																
事務局	隣が買えませんので、そこはまだ未定だと思っています。																																																
徳永委員	現状は3段になっておりますが、その通りだと聞いております。																																																
議長	他にありませんか。																																																
委員	(委員の中から「無し」の声)																																																
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第12号について採決いたします。 お諮りします。議案第12号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。																																																
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)																																																
議長	異議なしと認めます。 従いまして、議案第12号については原案のとおり決定しました。 次に、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町に対する要請について」を議題といたしますが、ここでお諮りいたします。 この議案については、資料のとおり25筆の審査に加え、委員の退席を求めなければならない案件もあることから、4回に分けて審議したいと思います。ご異議ありませんか。																																																
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)																																																
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第13号のうち受付番号25番から33番までについて事務局の説明をお願いいたします。																																																
事務局	議案第13号の25番から33番について説明いたします。※15～16ページを説明。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">受付番号</td> <td colspan="5">25番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>所在</td> <td>肝付町</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td colspan="3"></td> <td>所在</td> <td>大原自治会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td colspan="2">地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>田代麓</td> <td>立神</td> <td>5149番地</td> <td>60</td> <td>畑</td> <td>13,729</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸付期間</td> <td colspan="5">令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賃借料</td> <td>年間</td> <td>……</td> <td>……</td> <td>……</td> <td>円</td> </tr> </table>	受付番号		25番					譲受人	氏名				所在	肝付町	譲渡人	氏名				所在	大原自治会	申請地	大字	小字	地番		地目	地積(m ²)	田代麓	立神	5149番地	60	畑	13,729	貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで					賃借料		年間	……	……	……	円
受付番号		25番																																															
譲受人	氏名				所在	肝付町																																											
譲渡人	氏名				所在	大原自治会																																											
申請地	大字	小字	地番		地目	地積(m ²)																																											
	田代麓	立神	5149番地	60	畑	13,729																																											
貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで																																															
賃借料		年間	……	……	……	円																																											

受付番号		26～33 番				
譲受人	氏名				所在	肝付町
譲渡人	氏名				所在	鶴戸野自治会
申請地	大字	小字	地番		地目	地積(m ²)
	田代麓	川床	5196	番地 48	畑	664
	田代麓	川床	5196	番地 49	畑	939
	田代麓	川床	5196	番地 55	畑	767
	田代麓	川床	5196	番地 56	畑	2,002
	田代麓	川床	5196	番地 57	畑	1,412
	田代麓	川床	5196	番地 58	畑	1,583
	田代麓	川床	5196	番地 59	畑	1,415
	田代麓	川床	5196	番地 60	畑	2,033
					合計	10,815
貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで				
賃借料		年間	円		

議長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号25番と、26番から33番について、担当の坂元委員の報告をお願いします。
坂元委員	<p>まず、受付番号25番の貸し人は〇〇さんで、名義人はご主人の〇〇さん故人であります。この農地は8枚の圃場からなり、茶が植えられていて、2年前まで茶農家の方が借地耕作されていましたが、現在は茶園のまま放置の状態となっています。</p> <p>次の受付番号26番から33番の貸し人は〇〇さんで、名義人はご主人の〇〇さん故人であります。この農地も茶が植えられており、10年くらい前までは茶農家の方が借地耕作されていましたが、その後は茶園のまま放置の状態となり、現在に至っております。</p> <p>これらの農地の借り人は〇〇という法人で、中小企業協同組合法の規定に則って設立され、県知事の設立認可を受けた法人とのことです。この法人は農業生産に関する事業を行うことを定款に入れており、Uターン、Iターンの人を雇用・育成しながら野菜等を生産することであります。今回利用権設定する農地は、説明しましたとおり、茶が植栽されたままですが、議案が決定になれば借り人の負担で抜根することになっております。地権者は茶園の抜根にかかる費用を負担しないことから契約期間の5年間については小作料を求めないこととしています。また借り人の〇〇の構成員は、この法人を設立したばかりで、農業生産の実績もないことから「解除条件付き」の契約を取り交わしております。以上です。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ありがとうございました。ただ今坂元委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
議長	この総会では初めて出てきた法人ですね。
事務局	はい、ただ今、坂元委員から説明がありましたように、この案件が出る前にできた新しい法人ですが、構成員の方々は、他の法人で実績を持っておられるかたでありまして、今回の〇〇としては初めてこういった形をとりまして、農業部門に進出してこられたという事です。
鳥越委員	何社ぐらい加入されていますか。
事務局	そこまでは把握しておりません。ですが、こういった法人が進出してくれば本町の遊休農地解消に貢献していただけるものと非常に期待しているところであります。
徳永委員	抜根を自分でされるとなると経費的にもかなりの負担となると思いますが、それなりの資金とか、機材の有無とかの確認等はどうかしておりますか。
事務局	町内の事業者ではありませんので、町の抜根事業を利用することはできないのですが、先ほど坂元委員から説明のあったように小作料を0円にすることで、その抜根に係る費用を軽減することだと思えます。ただ、徳永委員から指摘がありましたように、資金・機材等についてはもっとしっかり確認すべきであったのかなとは思っております。

議長	他に、質疑はありませんか。																																																																																																																																
委員	(委員の中から「無し」の声)																																																																																																																																
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第13号のうち受付番号25番から33番について採決いたします。</p> <p>お諮りします。議案第13号のうち受付番号25番から33番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>																																																																																																																																
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)																																																																																																																																
議長	<p>異議なしと認めます。 従いまして、議案第13号のうち受付番号25番から33番については原案のとおり決定しました。 次に、議案第13号のうち受付番号34番から36番を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>																																																																																																																																
事務局	<p>議案第13号のうち34番から36番について説明いたします。※15～16ページを説明。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">受付番号</td> <td colspan="4">34番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>鳥井戸自治会</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>中園自治会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>馬場</td> <td>田ノ神後</td> <td>1659 番地 1</td> <td>田</td> <td>1,375</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td colspan="5">令和2年6月26日 から 令和5年12月14日 まで</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>年間</td> <td>.....</td> <td>円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">受付番号</td> <td colspan="4">35番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>平石自治会</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>鶴園自治会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>田代川原</td> <td>平石前</td> <td>189 番地</td> <td>田</td> <td>1,057</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td colspan="5">令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>年間</td> <td>.....</td> <td>円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">受付番号</td> <td colspan="4">36番</td> </tr> <tr> <td>譲受人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>山ノ口自治会</td> </tr> <tr> <td>譲渡人</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> <td>所在</td> <td>城ヶ崎自治会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請地</td> <td>大字</td> <td>小字</td> <td>地番</td> <td>地目</td> <td>地積(m²)</td> </tr> <tr> <td>田代麓</td> <td>高野</td> <td>4487 番地 2</td> <td>畑</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td colspan="5">令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>年間</td> <td>.....</td> <td>円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						受付番号		34番				譲受人	氏名			所在	鳥井戸自治会	譲渡人	氏名			所在	中園自治会	申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	馬場	田ノ神後	1659 番地 1	田	1,375	貸付期間	令和2年6月26日 から 令和5年12月14日 まで					賃借料	年間	円			受付番号		35番				譲受人	氏名			所在	平石自治会	譲渡人	氏名			所在	鶴園自治会	申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	田代川原	平石前	189 番地	田	1,057	貸付期間	令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで					賃借料	年間	円			受付番号		36番				譲受人	氏名			所在	山ノ口自治会	譲渡人	氏名			所在	城ヶ崎自治会	申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)	田代麓	高野	4487 番地 2	畑	3,000	貸付期間	令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで					賃借料	年間	円		
受付番号		34番																																																																																																																															
譲受人	氏名			所在	鳥井戸自治会																																																																																																																												
譲渡人	氏名			所在	中園自治会																																																																																																																												
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																																																																																																																												
	馬場	田ノ神後	1659 番地 1	田	1,375																																																																																																																												
貸付期間	令和2年6月26日 から 令和5年12月14日 まで																																																																																																																																
賃借料	年間	円																																																																																																																														
受付番号		35番																																																																																																																															
譲受人	氏名			所在	平石自治会																																																																																																																												
譲渡人	氏名			所在	鶴園自治会																																																																																																																												
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																																																																																																																												
	田代川原	平石前	189 番地	田	1,057																																																																																																																												
貸付期間	令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで																																																																																																																																
賃借料	年間	円																																																																																																																														
受付番号		36番																																																																																																																															
譲受人	氏名			所在	山ノ口自治会																																																																																																																												
譲渡人	氏名			所在	城ヶ崎自治会																																																																																																																												
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)																																																																																																																												
	田代麓	高野	4487 番地 2	畑	3,000																																																																																																																												
貸付期間	令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで																																																																																																																																
賃借料	年間	円																																																																																																																														

議長	ただいま事務局から説明がありました。受付番号34番について、担当の寺田委員の報告をお願いします。
寺田委員	報告いたします。この件は地積が1,375㎡ですけれども、1,000㎡程の程度の良いハウスがありまして、暖房機も付属していることもあり、この賃借料に設定したわけですが、所有する方は売りたいとの希望があり、買い手を探していたわけですけれども、〇〇さんの息子さん〇〇から「あそこがいいハウスがあるから借りてはどうか」というから話が始まりまして、〇〇さん親子が農業委員会にて相談をされたという事です。父親の〇〇さんもきれいな耕作をされる方でございますので何ら問題はないと思っております。また息さんが将来農業を始めたいとのことで基盤づくりという事でございます。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。続いて受付番号35番について、担当の貫見委員の報告をお願いします。
貫見委員	この案件は継続案件で、何ら問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。続いて受付番号36番について、担当の毛下委員の報告をお願いします。
毛下委員	場所については、国道448号線を大原方面に向かい、トンネルの前を左に入ったところから奥のほうに入るのですが、そこに〇〇さん宅があります。その向かい側にある土地でございます。〇〇さんについては今回初めて農業に参入されるわけですが、もともとは田代の方なんです。〇〇さんが城ヶ崎団地に引っ越しをされて、その空き家になった家を〇〇さんが借りて農業をするという事でありまして、〇〇さんのシキミ畑について、役場の方などからのアドバイスを受け頑張っていくとのことです。小作料については〇〇円はシキミ、〇〇円はヒサカキとなっております。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただ今3名の委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
鈴委員	この土地は、もともと〇〇さんがシキミをやってらっしゃったところですか。
毛下委員	はい。もともとやってらっしゃったところを今回農業をしたいという事で、これまで農業の経験がないことから役場の方などからアドバイスを受け、枝物をやったらどうかということで、たまたま〇〇さんのところを紹介されたとのことです。その〇〇さんも自宅が不便とのことで城ヶ崎に引っ越しされ、そのあとに〇〇さんが移住し、枝物をやっていきたいとのことです。
折小野委員	枝物だけの賃借料で、土地については0円という事ですか。
事務局	通常、枝物の賃借については、土地と上物とセットでの設定となっております。植えてあるものと土地を含めて、その金額という事です。
議長	他に何かありませんか
委員	(委員の中から「無し」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第13号のうち受付番号34番から36番について採決いたします。 お諮りします。議案第13号のうち受付番号34番から36番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、議案第13号のうち受付番号34番から36番については原案のとおり決定しました。

次に、議案第13号のうち37番から39番までを議題といたしますが、農業委員会に関する法律第31条の「議事参与の制限」により公平な審議を行うため、譲受人の関係者である〇〇委員と〇〇委員は退席をお願いいたします。

それでは議案第13号のうち37番から39番について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第13号のうち34番から36番について説明いたします。※15～16ページを説明。

受付番号		37 番			
譲受人	氏名			所在	六反田自治会
譲渡人	氏名			所在	塩屋自治会
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)
	馬場	平和平	1004 番地 1	田	603
貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで			
賃借料		年間	円		

受付番号		38 番			
譲受人	氏名			所在	六反田自治会
譲渡人	氏名			所在	塩屋自治会
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)
	田代川原	平和平	1005 番地 1	田	652
貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで			
賃借料		年間	円		

受付番号		39 番			
譲受人	氏名			所在	鶴園自治会
譲渡人	氏名			所在	鹿児島市
申請地	大字	小字	地番	地目	地積(m ²)
	田代川原	下荻ノ隅	20 番地	田	1,271
貸付期間		令和2年6月26日 から 令和7年12月14日 まで			
賃借料		年間	円		

議長	ただいま事務局から説明がありましたが、受付番号37番と38番について、担当の本釜委員の報告をお願いします。
本釜委員	37番・38番について報告いたします。譲受人の〇〇君については〇〇委員の息子さんでございます。錦江町の農業を支えていく大切な人材であり、お父さんに付いて一生懸命頑張っておられます。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。続いて受付番号39番について、担当の貫見委員の報告をお願いします。
貫見委員	譲受人については推進委員の〇〇さんでございます。継続案件ですので何ら問題はないと思っておりますので、審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただ今2名の委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「無し」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第13号のうち受付番号37番から39番について採決いたします。 お諮りします。議案第13号のうち受付番号37番から39番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)
議長	異議なしと認めます。 従いまして、議案第13号のうち受付番号37番から39番については原案のとおり決定しました。 ここで、退席した〇〇委員と〇〇委員の入室を認めます。事務局は両委員を入室させてください。 続いて議案第13号のうち受付番号40番から48番までを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	18ページを説明						
	受付番号		1 番				
	申請人	氏名			所在	池野自治会	
	譲渡人	氏名			所在	重岳自治会	
	申請地	大字	小字	地番		地目	地積(m ²)
		田代川原	川前	4088 番地 1		田	1,703
		田代川原	川前	4088 番地 30		田	1,259
変更理由		農業用施設(畜舎建設)					
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当の元丸委員の報告をお願いします。						
元丸委員	報告いたします。6月19日に事務局と弓指委員とで現地を調査いたしました。場所は花瀬川発電所の近くです。この物件は以前斡旋により、売りたいと話が出ていたのですが、なかなか買い手がおりませんで、今回〇〇さんをお願いしたところ、畜舎を作りたいという話がありまして成立したところです。現地は周囲に人家もなく、農地もありませんので何ら問題はないかと思えます。〇〇さんは認定農業者でもありますし、後継者もおります。以上です。						
議長	ありがとうございました。ただ今元丸委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。						
委員	(委員の中から「無し」の声)						
議長	質疑なしと認めます。 これから議案第14号について採決いたします。 お諮りします。議案第14号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。						
委員	(委員の中から「異議なし」のこえ)						
議長	異議なしと認めます。 従いまして、議案第14号については原案のとおり決定しました。 以上で、令和2年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。						

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会長

番

番

議事録調整者 落司 毅